

信頼の解説。合格への確実な1冊。

掲載問題数860問以上!

過去7年分の保健師国試全問題と予想問題を徹底解説。

2017
年版

保健師

国家試験問題集

「国試直前チェックBOOK」付

『標準保健師講座』編集室 編

第96～101回試験の全問題に加え、オリジナル「予想問題」を教科別に掲載しています。

最新の第102回試験問題は、本番同様の形式で掲載され、時間配分も考慮した演習が可能です。

解説中の「plus one」で問題を解きながら関連知識の定着につなげ、さらに『標準保健師講座』とのリンクで知識の整理も万全。



系統別
看護師国家試験問題集

必修問題・過去問題・国試でるでたBOOK

2017年版

●B5 頁1744 2016年
定価：本体5,400円+税
[ISBN 978-4-260-02531-7]

看護師国試も
保健師国試も
絶対合格!



読むだけで
重要統計データ・
法令・頻出事項を
カバー!

国試直前
チェックBOOK
付

主な内容

- ◎ 国家試験の概要と受験対策
- ◎ 国家試験問題年度別・教科別出題数一覧
- ◎ 保健師国家試験出題基準(平成26年度版)
- ◎ 第96～101回(2010～2015年)保健師国家試験問題[解答と解説]
- ◎ 第102回(2016年)保健師国家試験問題[解答と解説]

●B5 頁736 2016年
定価：本体3,400円+税
[ISBN 978-4-260-02523-2]



医学書院

2017
年版

保健師

国家試験問題集



**詳しく、
わかりやすい解説**

4. 1 か月児健康診査
- 解説
- [1] × 正期産であり、児の出生時体重も正常である。とくに問題があるとは考えられず、優先順位は高い。
 - [2] × 低出生体重児ではあるが、その後順調に発育しているということから、優先順位が高いとはいえない。
 - [3] ○ 乳児家庭全戸訪問事業は、すべての乳児のいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、その居宅においてさまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることにより、地域で子どもが健やかに育成できる環境整備をはかることを目的としている。本設問では、母親が家庭訪問に応じない理由が不明であり、育児がうまくいっていないことや、育児不安をかかえていると潜在的ニーズがある可能性もあるため、できるだけ早期にかかり、状況を把握することが必要である。
 - [4] × 1 か月児健康診査は受診しており、今回 4 か月児健康診査を受診しなかったが、現在 5 か月という状況から、最初から訪問ではなく、まずは電話などで 4 か月児健康診査未受診の理由と受診意思を確認し、受診勧奨を行うという対応でもよいと思われる。もしその後未受診がないようなら、訪問する必要はある。

正解 3



**解説には
「標準保健師講座」の
該当ページを明記。
教科書とのリンクで
学習を深められます**



解説 [2012年198]

[1] × [2] × [3] ○ [4] ×

特異度は、下記 plus one の分割表では $\frac{d}{b+d}$ で求められる。
(旧 p. 54)

特異度 : $795 \div (100 + 795) = 795 \div 895 \times 100 = 88.8(\%)$

plus one

●スクリーニング検査の妥当性の指標

感度(鋭感度) = $\frac{a}{a+c}$

疾病ありを検査で検出できたか?

特異度 = $\frac{d}{b+d}$

疾病なしを検査で疾病なしと判断できたか?

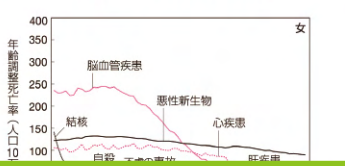
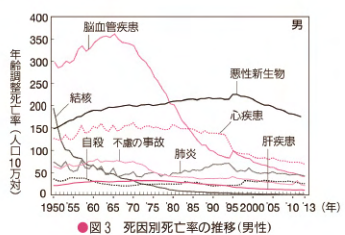
検査結果	疾病	
	あり	なし
陽性	a	b
	c	d

検査で陽性だった者のうち、本当に病気を持っていた者の割合

陽性反応の集中度 = $\frac{a}{a+b}$

**解説には随所に
「plus one」として
関連知識のまとめを掲載。
効率的に学習ポイントの
チェックができます**

- 死因の動向
- 昭和 20 年代後半から結核による死亡が大幅に減少し、死因構造の中心が感染症から生活習慣病に大きく移行した。
 - 2014(平成 26)年の死因順位別死亡数は、①悪性新生物 36 万 7943 人、②心疾患 19 万 6760 人、③肺炎 11 万 9566 人、④脳血管疾患 11 万 4118 人である。



持ち歩ける小さな別冊
「国試直前チェックBOOK」は、
試験会場まで持っていきたい強い味方

◆要点確認 関係法令

法令	制定(改題)年	要点
地域保健に関する法律		
地域保健法	1994 (平成 6)	<ul style="list-style-type: none"> ・従来の「保健所法」(1947(昭和 22)年制定)を改題して制定したものである。 ・おもに保健所や市町村保健センターに関することを定めている。 ・同法に基づき、厚生労働大臣によって「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」が定められている。
健康増進法	2002 (平成 14)	<ul style="list-style-type: none"> ・「栄養改善法」(1952(昭和 27)年制定)の内容を取り込んで制定したものである。 ・健康基本法に法的根拠づけとなる法律。 ・都道府県健康増進計画の策定や、国民健康・栄養調査の実施などについて定めている。 ・2008(平成 20)年度の「老人保健法」改正に伴い、それまで同法に規定されていた保健事業のうち、65 歳未満を対象とするものは「健康増進法」で実施されることになった。
医療制度に関する法律		
医療法	1948 (昭和 23)	<ul style="list-style-type: none"> ・医療を受ける者の利益の保護および品質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保をはかり、国民の健康の保持に寄与することが目的である。 ・都道府県に、医療提供体制の確保や病院の機能分化をはかるために医療計画の策定を義務づけている。 ・保健所が実施する「医療監視」は、同法第 25 条が根拠である。
健康保険法	1922 (大正 11)	<ul style="list-style-type: none"> ・労働者の業務外の事由による疾病・負傷・死亡・出産、および被扶養者の疾病・負傷・死亡・出産に対する保険給付について定めている。
国民健康保険法	1958 (昭和 33)	<ul style="list-style-type: none"> ・「健康保険法」と同様、被保険者の疾病・負傷・死亡・出産に対する保険給付について定めている。 ・被保険者は一般地域住民で、健康保険など被用者保険の被保険者或被扶養者、後期高齢者医療や国民健康保険組合の被保険者、生活保護を受けている者を除く。
高齢者医療確保法	2006 (平成 18)	<ul style="list-style-type: none"> ・正式名称は「高齢者の医療の確保に関する法律」で、「老人保健法」を改題し、全面的に改正したものである。 ・同法により 75 歳以上の者および 65 歳以上 75 歳未満の「残まり」等の状態にある者を被保険者とする後期高齢者医療制度がつけられている。

※サンプルページは制作中のものです



医学書院

〒113-8719 東京都文京区本郷 1-28-23 [WEBサイト] <http://www.igaku-shoin.co.jp>
[販売部] TEL: 03-3817-5650 FAX: 03-3815-7804 E-mail: sd@igaku-shoin.co.jp